

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

青森県新郷村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 新郷村地域

(1) 現況

本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

1を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	新郷村区域	法第3条第3項第2号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域、振興山村地域、特定農山村地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

ア 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象

(2) 集落協定の共通事項

1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

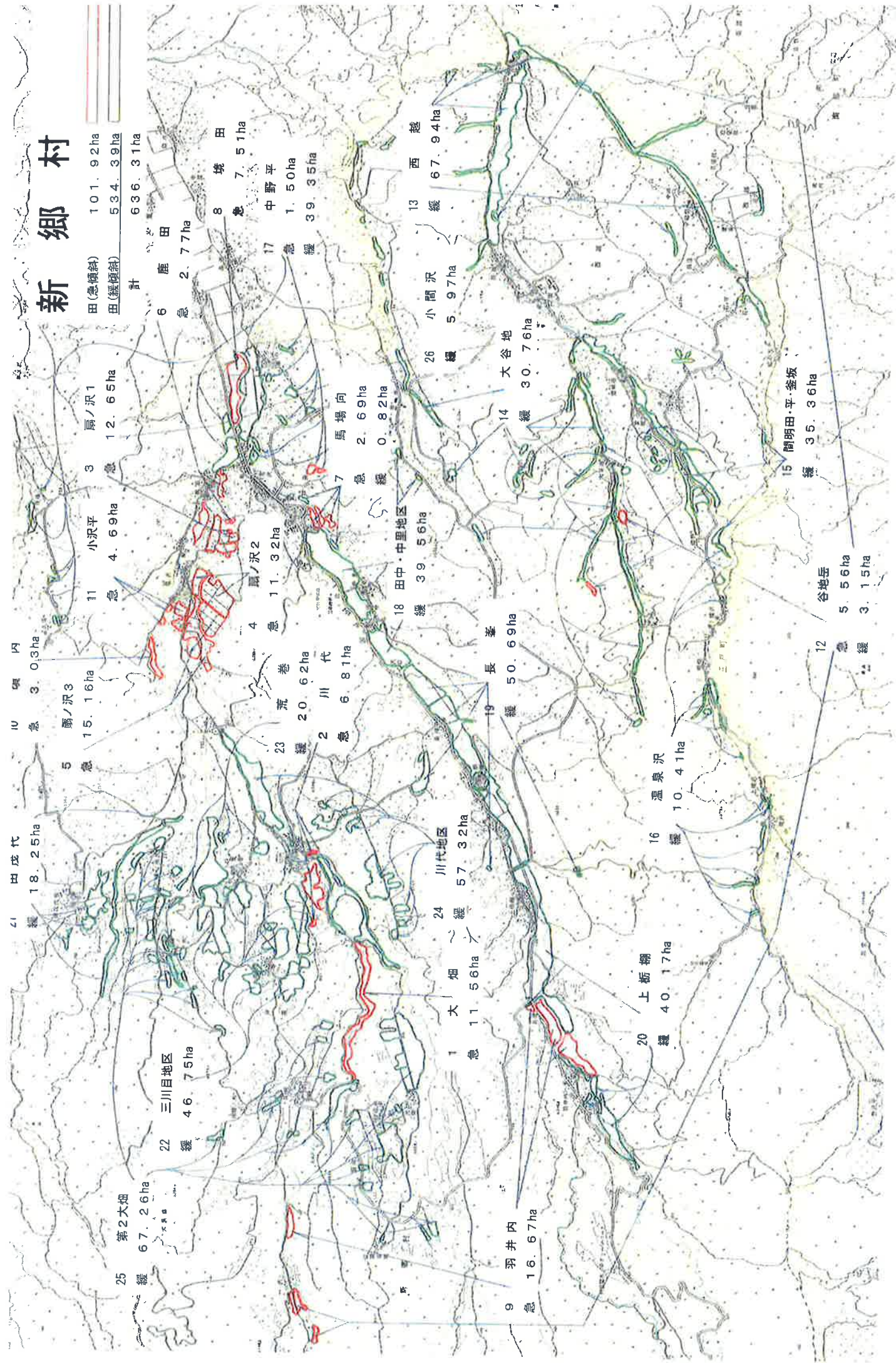
(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、新郷村の「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に定められた者など地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

特になし

新郷村



田(急傾斜)	101.92ha
田(緩傾斜)	534.39ha
計	636.31ha

IV 嶺内
急 3.03ha

11 小沢平
急 4.69ha
急 12.65ha

5 扇ノ沢3
急 15.16ha

25 第2大畑
緩 67.26ha

22 三川目地区
緩 46.75ha

23 荒巻
緩 20.62ha

4 扇ノ沢2
急 11.32ha

2 川代
急 6.81ha

7 馬場向
急 2.69ha
緩 0.82ha

18 田中・中里地区
緩 39.56ha

24 川代地区
緩 57.32ha

1 大畑
急 11.56ha

9 羽井内
急 16.67ha

19 長釜
緩 50.69ha

14 大谷地
緩 30.76ha

20 上板棚
緩 40.17ha

16 温泉沢
緩 10.41ha

13 西越
緩 67.94ha

26 小間沢
緩 5.97ha

12 谷地岳
急 5.56ha
緩 3.15ha

15 間明田・釜坂
緩 35.36ha

6 鹿田
急 2.77ha

8 塚田
急 7.51ha

17 中野平
急 1.50ha
緩 39.35ha